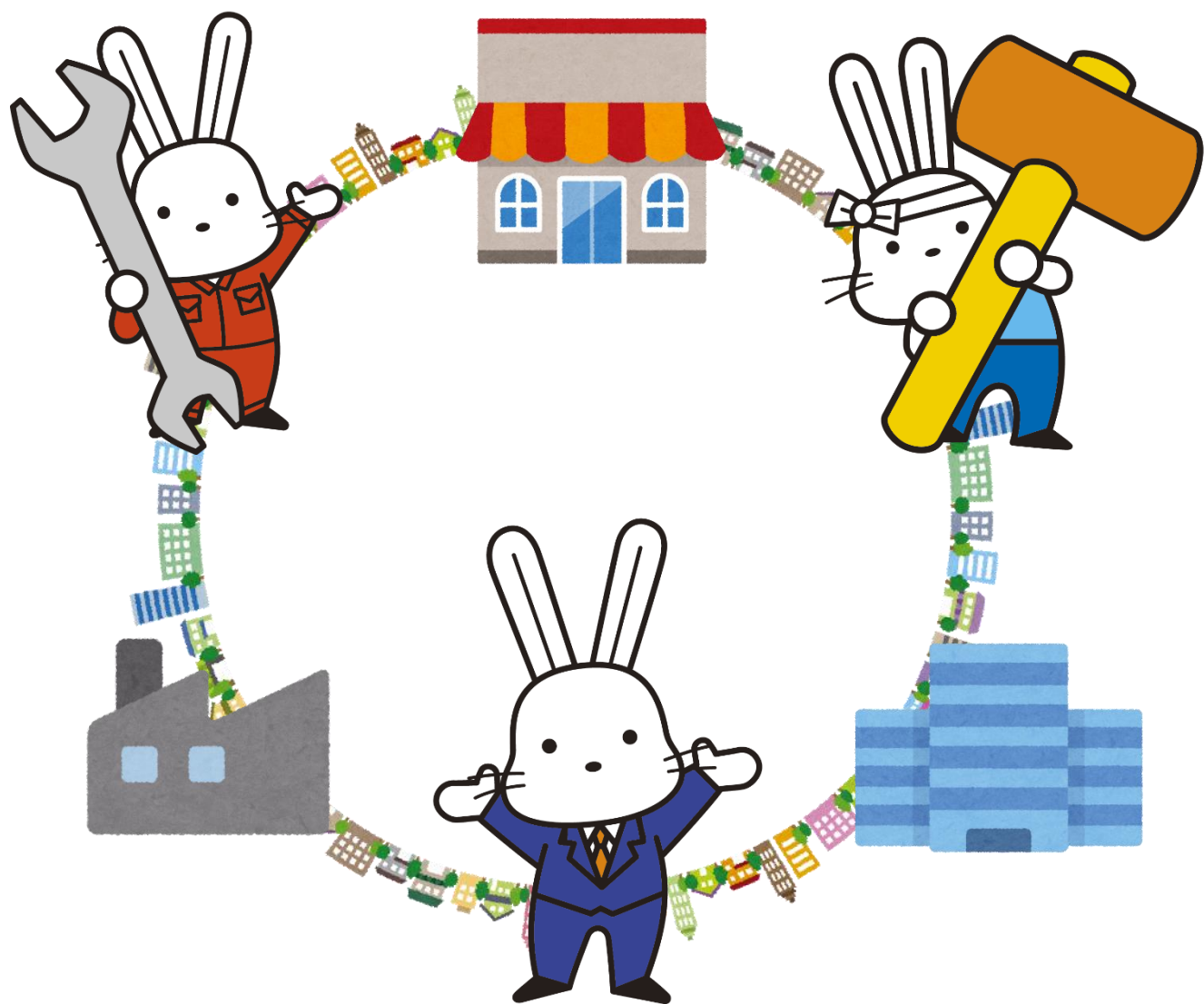


商工業者のための 支援事業のあらまし

【令和8年度】



福島市商工観光部

目 次

1 融資を受けたい

- ①中小企業一般融資（一般枠）…………… 1
- ②中小企業一般融資（震災特別枠）…………… 1
- ③中小企業ゼロカーボン資金融資（開発資金枠）…………… 2
- ④中小企業ゼロカーボン資金融資（導入資金枠）…………… 3
- ⑤組織資金融資…………… 3

2 空き店舗等を活用したい

- ①新規出店にかかる内外装工事等支援事業補助…………… 4
- ②商店街空き店舗等対策（街なか出店家賃補助）…………… 5

3 創業したい

- ①クリエイティブビジネスサロンを活用した創業支援…………… 6
- ②創業融資信用保証料補助（中小企業信用保証料補助）…………… 7
- ③福島市創業支援等事業計画に基づく創業支援…………… 7

4 組合で活動をしたい

- ①商店街共同施設設置事業に対する補助…………… 8

5 イベントを行いたい

- ①商店街等活性化・街なか賑わい創出イベント支援事業補助…………… 9
- ②コンベンション・エキスカーション補助…………… 10

6 人材の確保・育成を行いたい

- ①ダイバーワークスタイル企業認証事業…………… 11
- ②就職・企業情報発信サイト えふWORK…………… 11

7 課題を解決・相談、情報を収集したい

- ①福島市産業支援コーディネーター……………12
- ②デジタル人材バンク……………12
- ③企業支援ニュースレター……………12

8 新しい事業に取り組みたい

- ①新製品・新技術開発支援……………13
- ②ふくしまチャレンジ・フィールド……………14
- ③先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例措置……………15

9 事業の基盤を強化したい

- ①事業継続力支援……………16

10 事業所を設置、施設を整備したい

- ①福島市への立地に関する助成……………16～18
- ②まちなか立地集積支援(オーナー支援)……………19～20

11 本社を移転、支社オフィス・新規オフィスを開設したい

- ①本社移転、支社オフィス開設に関する助成、異動した従業員への支援……………21～22
- ②新規オフィス開設支援補助金……………23

12 福利厚生を充実させたい

- ①一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター……………24

13 コラッセふくしま

- ①コラッセふくしまの概要……………25

1 融資を受けたい



①中小企業一般融資（一般枠）

詳細は[こちら](#)▶

融資の対象	原則として1年以上市内に住所を有し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全でかつ市税の未納がない中小企業者（信用保証協会対象業種）	
融資の条件	資金の用途	運転 設備
	貸付金額	1企業 2,000万円以内
	融資期間	運転：10年以内 設備：15年以内
	返済方法	分割、返済期間1年以内の場合一括も認める (1年以内の据置を認める)
	貸付利率	貸付期間が 5年以内 年利2.0%以内（固定） 5年超10年以内 年利2.1%以内（固定） 10年超15年以内 年利2.4%以内（固定）
	信用保証協会の保証の要否	保証を要す ※市1/2補助（上限50万円）
	保証人および担保	法人等：必要に応じて徴求する。 ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 個人：必要に応じて徴求する。
申込窓口	東邦銀行、福島銀行、福島信用金庫、大東銀行、常陽銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、荘内銀行、きらやか銀行、福島県商工信用組合、商工組合中央金庫	
申込時期	随時	
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係 TEL 024-515-7746	



②中小企業一般融資（震災特別枠）

詳細は[こちら](#)▶

融資の対象	平成23年東日本大震災又は福島第一原子力発電所事故により事業活動に影響を受け、原則として1年以上市内に住所を有し、同一事業を1年以上営み、市税の未納がない中小企業者で、次のいずれかに該当する者 ・事業用資産の罹災証明書の交付を受けた者 ・最近3ヶ月間の売上高等が、震災の影響を受ける直前の同期に比して5%以上減少している者(信用保証協会対象業種)	
融資の条件	資金の用途	運転 設備
	貸付金額	1企業 3,000万円以内
	融資期間	10年以内
	返済方法	分割、返済期間1年以内の場合一括も認める (2年以内の据置を認める)
	貸付利率	年利1.7%以内（固定）
	信用保証協会の保証の要否	保証を要す ※市1/2補助（上限50万円）
	保証人および担保	法人等：必要に応じて徴求する。 ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 個人：必要に応じて徴求する。
申込窓口	東邦銀行、福島銀行、福島信用金庫、大東銀行、常陽銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、荘内銀行、きらやか銀行、福島県商工信用組合、商工組合中央金庫	
申込時期	市の指定する金融機関に令和9年3月31日までに融資申し込み完了とする。	
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係 TEL 024-515-7746	



③中小企業ゼロカーボン資金融資（開発資金枠）

詳細は[こちら](#)▶

融資の対象	融資の対象は次の設備等の開発とし、かつ、原則として1年以上福島市内に住所を有し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全でかつ市税の未納がない中小企業者（信用保証協会対象業種） ・再生可能エネルギー設備及び附随する製品 ・省エネルギー設備及び附随する製品 ・蓄エネルギー設備及び附随する製品 ・省エネルギー又は省資源化に資する製品	
融資の条件	資金の用途	設備等の開発又は開発済み製品の販売促進に必要な運転資金、及び、附帯する設備資金
	貸付金額	1企業 5,000万円以内
	融資期間	10年以内
	返済方法	分割、返済期間1年以内の場合一括も認める（1年以内の据置を認める）
	貸付利率	年利1.5%以内（固定）
	信用保証協会の保証の要否	保証を要す ※市2/3補助（上限50万円）
保証人および担保	法人等：必要に応じて徴求する。 ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 個人：必要に応じて徴求する。	
申込窓口	東邦銀行、福島銀行、福島信用金庫、大東銀行、常陽銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、荘内銀行、きらやか銀行、福島県商工信用組合、商工組合中央金庫	
申込時期	随時	
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係 TEL 024-515-7746	



④中小企業ゼロカーボン資金融資（導入資金枠）

詳細は[こちら](#)▶

融資の対象	融資の対象は次の設備等の導入とし、かつ、原則として1年以上福島市内に住所を有し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全でかつ市税の未納がない中小企業者（信用保証協会対象業種） <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー設備 ・省エネルギー設備 ・蓄エネルギー設備 ・省エネルギー又は省資源化に資する製品 ・次世代自動車又は充電設備等 	
融資の条件	資金の用途	設備等の導入に必要な設備資金、及び、附帯する運転資金
	貸付金額	1企業 5,000万円以内
	融資期間	15年以内
	返済方法	分割、返済期間1年以内の場合一括も認める（1年以内の据置を認める）
	貸付利率	貸付期間が 5年以内 年利1.6%以内（固定） 5年超10年以内 年利1.7%以内（固定） 10年超15年以内 年利2.0%以内（固定）
	信用保証協会の保証の要否	保証を要す ※ <u>市2/3補助（上限50万円）</u>
	保証人および担保	法人等：必要に応じて徴求する。 ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 個人：必要に応じて徴求する。
申込窓口	東邦銀行、福島銀行、福島信用金庫、大東銀行、常陽銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、荘内銀行、きらやか銀行、福島県商工信用組合、商工組合中央金庫	
申込時期	随時	
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係 TEL 024-515-7746	



⑤組織資金融資

詳細は[こちら](#)▶

融資の対象	「中小企業団体の組織に関する法律」、「中小企業等協同組合法」、「商店街振興組合法」の各法に基づく組合及び中小規模の事業者を構成員とした共同出資会社等の法人であって、市及び金庫において認める団体	
融資の条件	用途	運転 設備 転貸
	限度額	1組合 1億5,000万円以内 (ただし、転貸資金1企業 2,000万円以内)
	期間	運転：10年以内 設備：15年以内
	返済方法	分割、返済期間1年以内の場合一括も認める（1年以内の据置を認める）
	利率（固定）	貸付期間が10年以内 年利2.0%以内（固定） 10年超15年以内 年利2.3%以内（固定）
	信用保証協会の保証の要否	原則として不要
	保証人および担保	保証人1名以上、必要に応じ担保要求
申請窓口	商工組合中央金庫	
申込時期	随時	
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係 TEL 024-515-7746	

2 空き店舗等を活用したい



①新規出店にかかる内外装工事等支援事業補助

①内外装工事、②家賃補助の詳細は[こちら](#)▶

事業の概要	中心市街地等の対象地域に出店する場合、工事等費用の一部を補助する。 また、街なか出店家賃補助(P5)と併用する場合、補助額は1/2とする。										
対象者(事業主体)	法人、個人事業主、団体で事業を行う者										
補助金交付の条件等	【対象エリア】 中心市街地、飯坂地区、金谷川地区の一部 【業種等】 小売業、飲食業、サービス業 ※無人販売・フランチャイズ加盟店等、一部対象外あり 【店舗階層】 1階、2階、地下1階 【営業時間】次の要件を全て満たすこと ・週4日以上、かつ土・日いずれかの営業 ・営業日全てにおいて、午前6時～午後6時の間に3時間以上の営業										
補助率・上限額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助率</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階路面店</td> <td>1/2</td> <td rowspan="2">100万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table> ※1階路面店に出店する場合、補助率を引き上げて支援する			区分	補助率	上限額	1階路面店	1/2	100万円	上記以外	1/3
区分	補助率	上限額									
1階路面店	1/2	100万円									
上記以外	1/3										
対象経費	内装工事費、外装工事費、給排水衛生設備工事費、空調設備工事費、サイン工事費、電気・照明・ガス工事費、デザイン委託費、工事設計委託費、工事監理業務委託費、ネットワーク環境接続費(初期投資のみ)、Google Cloudなどのクラウドプロバイダー、Adobe Creative Cloudなど構築委託費(自社で構築の場合は、初期投資のみ)、新規出店のためのウェブサイト作成等										
対象事業期間	交付決定日～令和9年1月31日(日)										
申請書類	①交付申請書 ②出店計画書 ③収支予算書 ④誓約書 ⑤【個人】身分証の写し、【法人】登記事項証明書 ⑥【市外に本店又は住民登録がある場合】当該市区町村の納税証明書の写し ⑦賃貸借契約書、売買契約書又は建築工事請負契約書の写し ⑧設計図書(図面、仕様書) ⑨工事見積書等(補助対象経費が確認できる書類) ⑩その他市長が必要と認める書類										
問合せ先	にぎわい商業課 にぎわい創出係 TEL 024-525-3720										



②街なか出店家賃支援

①内外装工事、②家賃補助の詳細は[こちら](#)▶

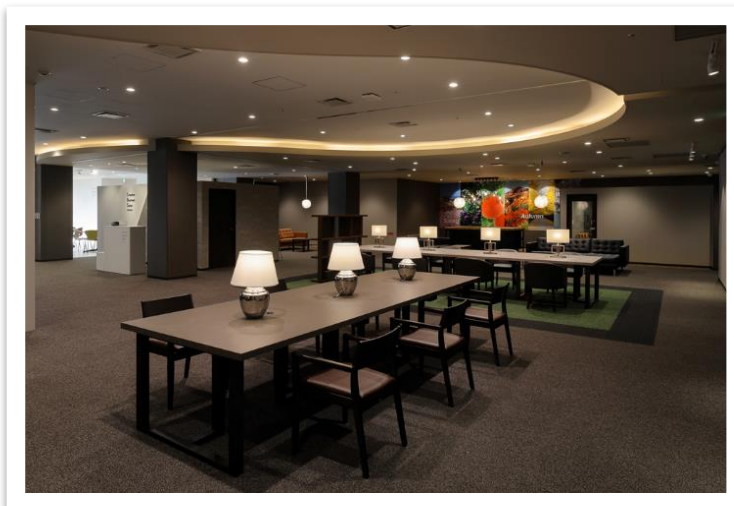
事業の概要	<p>中心市街地の一部に出店する場合、家賃を最大で2年間補助する。 新規出店にかかる内外装工事等支援(P4)と併用も可能。</p>														
対象者(事業主体)	<p>商店街振興組合、事業協同組合、任意商店会、商工会、商工会議所、街づくり会社、NPO(特定非営利活動法人)、中小企業等(小規模事業者・個人事業主を含む) ※NPOについては、地元商店街と連携して実施することが確実な場合のみ</p>														
補助金交付の条件等	<p>【対象エリア】次に掲げる中心市街地の一部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の認定中心市街地活性化基本計画で定めている中心市街地内 ・商業まちづくり基本構想に位置づけられた誘導地域 ・市が作成した立地適正化計画で定めている都市機能誘導地域 ・商店街振興組合等が策定し経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画で定めている実施地区 ・市長が指定する空き店舗重点対策地域 <p>【業種等】 小売業、飲食業、サービス業 ※無人販売・フランチャイズ加盟店等、一部対象外あり</p> <p>【店舗階層】 1階、2階、地下1階</p> <p>【営業時間】次の要件を全て満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週4日以上、かつ土・日いずれかの営業 ・営業日全てにおいて、午前6時～午後6時の間に3時間以上の営業 														
補助率・上限額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階路面店</td> <td>8/12</td> <td>6/12</td> <td>月20万円 (年間240万円)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>6/12</td> <td>4/12</td> <td>月15万円 (年間180万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1階路面店に出店する場合、補助率・上限額を引き上げて支援する</p>			区分	1年目	2年目	上限額	1階路面店	8/12	6/12	月20万円 (年間240万円)	上記以外	6/12	4/12	月15万円 (年間180万円)
区分	1年目	2年目	上限額												
1階路面店	8/12	6/12	月20万円 (年間240万円)												
上記以外	6/12	4/12	月15万円 (年間180万円)												
対象経費	<p>店舗等の賃貸借料(敷金、礼金、共益費、消費税及び地方消費税は対象外) ※共益費が賃料に含まれている場合は対象とする</p>														
対象事業期間	<p>交付決定日から最長2年間 ※交付決定は単年度ごとに行う</p>														
申請書類	<p>①交付申請書 ②出店計画書 ③誓約書 ④空き店舗の賃貸借契約書等(案)又は仮契約書の写し ⑤位置図 ⑥【個人】身分証・開業届の写し、【法人】登記事項証明書 ⑦許認可等を要する業の場合、許可証等の写し ⑧【市外に本店又は住民登録がある場合】当該市区町村の納税証明書の写し</p>														
問合せ先	<p>にぎわい商業課 商業振興係 TEL 024-525-3720</p>														



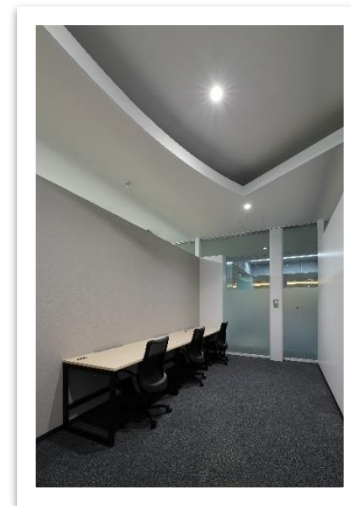
①クリエイティブビジネスサロンを活用した創業支援

詳細は[こちら](#)▶

施設の目的	シェアオフィス・コワーキングスペース・ミーティングルームを備え、個人や企業のテレワークの場所や首都圏等からのサテライトオフィスの受け皿、創業者の活動・交流拠点として、多様な働き方に対応したビジネス環境を提供し、創業者や女性起業家を支援する。			
施設の概要	所在地：福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま2階 開館時間：午前9時から午後7時まで 休館日：12月29日から翌年1月3日、コラッセふくしま休館日 利用料金：			
	区 分	部屋数等	使用人員	利用料金
シェアオフィス	シェアオフィスA (14.8㎡)	6部屋	2～3人	45,000円 <small>(新規創業者 25,000円)</small>
	シェアオフィスB (22.5㎡)	1部屋	5～6人	65,000円 <small>(新規創業者 35,000円)</small>
	シェアオフィスC (30.5㎡)	1部屋	7～8人	85,000円 <small>(新規創業者 45,000円)</small>
コワーキングスペース 交流スペース		60席	1人1席	1人1時間 200円 4時間 500円 1日 1,000円
ミーティングルーム	ミーティングルームA (18.9㎡)	1部屋	6人程度	1時間 300円
	ミーティングルームB (26.7㎡)	1部屋	8人程度	1時間 400円
	※新規創業者 新規に事業を開始しようとする者又は事業を開始した日以降3年を経過していない者			
附属設備	Wi-Fi 完備、有線 LAN (シェアオフィス)、レンタルポスト (有料)、コピー機 (有料)、ロッカー、ドリンクコーナー (有料)			
運営形態	指定管理 管理運営、年に複数回の起業家創出セミナー・ビジネス交流会ほか主催事業の開催			
管理運営者	(株)プラザ			
問合せ先	(株)プラザ TEL 024-572-4130 産業雇用政策課 創業推進係 TEL 024-525-7658			



↑ コワーキングスペース



↑ シェアオフィス

②創業融資信用保証料補助（中小企業信用保証料補助）

詳細は[こちら](#)▶



事業の概要	福島県信用保証協会に納付した信用保証料(初回分)の一部を補助する。 ※早期完済等により信用保証料の返戻があった場合は、一部返還を要する。
対象者（事業主体）	市内で事業を営んでいる中小企業者
補助金の額・補助率等	4／5補助（上限50万円）
対象融資	福島県起業家支援保証制度融資
申請	融資実行後、速やかに
必要書類	①申請書兼口座振替依頼書 ②信用保証協会が発行する信用保証料の額等が分かる書類の写し ③福島市税の納税証明書又は完納証明書の写し ④福島市内で事業を営んでいることが分かる書類の写し
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係 TEL 024-515-7746

③福島市創業支援等事業計画に基づく創業支援

詳細は[こちら](#)▶



事業の概要	福島市創業支援等事業計画に基づき、市内各創業支援機関等と連携しながら、創業希望者に対して、個別相談や創業スクール等を開催し、創業希望者を支援する。
創業支援等事業計画に基づく支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・創業に関する個別相談 ・特定創業支援等事業（創業スクール、創業セミナー、創業支援塾）の実施 ・上記特定創業支援等事業にかかる<u>証明書</u>の発行 <p>《証明書による4つのメリット》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会社設立時の登録免許税の軽減 2 創業関連保証の利用開始が前倒し 創業融資を受ける際の無担保、第三者保証なしの創業関連保証の利用について、通常創業2カ月前から対象のところ、事業開始6カ月前から利用の対象となる 3 日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げ ※「新規開業・スタートアップ支援資金」について、貸付利率の引き下げの対象として、同資金を活用することが可能となる 4 小規模事業者持続化補助金（創業型）の申請 創業後1年以内の小規模事業者の販路開拓等の取り組みを支援する小規模事業者持続化補助金（創業型）の申請対象になる
問合せ先	個別相談や特定創業支援等事業について：市内各創業支援機関 証明書の発行について：産業雇用政策課 創業推進係 TEL 024-525-7658

4 組合で活動をしたい

①商店街共同施設設置事業に対する補助

事業の概要	組合等が商店街の近代化を図るため、共同施設を設置した場合に、経費の一部を補助する。
対象者（事業主体）	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、共同団体
補助金の額・補助率等	対象経費の30/100以内、限度額3,000万円
対象経費	街路灯、アーケード、アーチ、カラー舗道、駐車場・駐輪場（営利目的除く。）、公衆便所、買物広場等休憩関連施設などの新設・改修事業費 ※改修は、設置の日から3年以上経過した施設の改修に限る。 ※事業費の総額が50万円を超えるもの。
対象事業期間	年度内
申請	事前協議を必要とします。
申請書類	①交付申請書 ②収支予算書 ③設置する施設的设计書等 ④工事見積書 ⑤定款（規約等） ⑥会員及び役員名簿 ⑦その他必要な書類
問合せ先	にぎわい商業課 商業振興係 TEL 024-525-3720



①商店街等活性化・街なか賑わい創出イベント支援事業補助

詳細は[こちら](#)▶

事業の概要	街なかの賑わい創出・地域経済の活性化を図るため、商店街等が実施するイベント経費の一部を補助する。																							
対象者（事業主体）	商店街、団体やイベント開催実行委員会等 （規約等により代表者が存在し、会計管理が適切になされている任意団体を含む。）																							
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市が推奨する地元産品等の販売促進を伴う事業 ・商店街等との連携が図られている事業 ・市外からの誘客を見込める事業 ・様々な業種との連携が図られている事業 ・地域が活性化するための演出が図られている事業 ※廃棄物排出量削減の取り組みをお願いします。																							
補助金の額・補助率等	補助対象経費に下表の補助率を乗じた額 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助内容</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">商店街等イベント</td> <td>商工会管内</td> <td>1/2</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3/10</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <th colspan="2">補助内容</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">街なかイベント</td> <td>連続する複数日</td> <td rowspan="2">1/2</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助回数：年2回（同一イベントを除く。） ※街なかイベント：第3期福島市中心市街地活性化計画における中心市街地区域内で実施する事業</p>			補助内容		補助率	補助上限額	商店街等イベント	商工会管内	1/2	50万円	その他	3/10	30万円	補助内容		補助率	補助上限額	街なかイベント	連続する複数日	1/2	75万円	その他	50万円
補助内容		補助率	補助上限額																					
商店街等イベント	商工会管内	1/2	50万円																					
	その他	3/10	30万円																					
補助内容		補助率	補助上限額																					
街なかイベント	連続する複数日	1/2	75万円																					
	その他		50万円																					
対象経費	会場設営・借用費、宣伝広告費、報償費など																							
対象事業期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日																							
申請	事業着手日1カ月前まで																							
必要書類	申請 <ul style="list-style-type: none"> ①交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④補助事業者の定款（規約）、役員名簿 ⑤見積書等その他必要な書類 	実績報告 <ul style="list-style-type: none"> ①事業報告書 ②収支決算書 ③ポスター、パンフレット、チラシ等の成果品及びイベントの状況が分かるもの（新聞記事、写真等） ④支払いの状況が分かるもの（領収書の写し等） 																						
問合せ先	にぎわい商業課 にぎわい創出係 TEL 024-525-3720																							



②コンベンション・エクスカージョン補助

詳細は[こちら](#)▶

事業の概要	市内で会議、大会等のコンベンションを開催する場合、延べ宿泊者数に応じて、経費の一部を補助する。 また、コンベンションに付随するエクスカージョン（観光・視察旅行）の経費の一部を補助する。 ※県補助との併用可																		
対象者（事業主体）	<p>【コンベンション補助金】 下記要件を満たす、産業の振興又は、学術、芸術、文化の向上に寄与する会議、大会、研究会、学会等の主催者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県市外からの参加者の市内延べ宿泊者数が25人以上のコンベンションであること ・ 1泊2日以上のお会期で開催されるコンベンションであること ・ 国又は地方公共団体の主催事業でないこと ・ 市が別途補助金や交付金を交付する事業でないこと ・ 政治的活動、宗教的活動、営利目的でないこと ・ 公序良俗に反するものでないこと ・ 施設の使用にあたり、市より別途使用料の減免を受けていないこと <p>【エクスカージョン補助金】 下記要件を満たす、コンベンション主催者が企画し、あらかじめコンベンション参加者に周知された観光、視察等の主催者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内を起点、終点とするエクスカージョンであること ・ 参加者が10人以上のエクスカージョンであること ・ 文化、社会、自然、歴史に触れる観光、視察等であること 																		
補助金の額・補助率等	<p>【コンベンション補助金】 〔基本分〕 補助対象経費の2分の1又は補助限度額のいずれか低い方の金額 ≪補助限度額≫</p> <table border="1"> <tr> <td>市内延べ宿泊者数</td> <td>25人～ 49人</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人～ 99人</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100人～199人</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200人～299人</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>300人～499人</td> <td>35万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>500人以上</td> <td>60万円</td> </tr> </table> <p>〔加算分〕 懇親会場までの借り上げバス等の経費の2分の1又は補助限度額のいずれか低い方 ≪補助限度額≫ 20万円又は〔基本分〕交付額のいずれか低い方</p> <p>【エクスカージョン補助金】 補助対象経費の2分の1又は補助限度額5万円のいずれか低い方の金額</p>	市内延べ宿泊者数	25人～ 49人	3万円		50人～ 99人	5万円		100人～199人	10万円		200人～299人	20万円		300人～499人	35万円		500人以上	60万円
市内延べ宿泊者数	25人～ 49人	3万円																	
	50人～ 99人	5万円																	
	100人～199人	10万円																	
	200人～299人	20万円																	
	300人～499人	35万円																	
	500人以上	60万円																	
対象経費	使用料、印刷製本費、広告宣伝費、報償費、旅費、委託費、諸経費など																		
対象事業期間	年度内																		
申請	開催20日前までにオンライン又は郵送																		
必要書類	<p>申請 ①交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④その他必要な書類</p> <p>実績報告 ①実績報告書 ②事業報告書 ③収支決算書 ④宿泊者名簿（コンベンション補助金） ⑤参加者名簿（エクスカージョン補助金） ⑥その他必要な書類</p>																		
問合せ先	観光交流推進室 コンベンション推進係 TEL 024-572-5717																		

6 人材の確保・育成を行いたい



①ダイバーワークスタイル企業認証事業

詳細は[こちら](#)▶

事業の概要	女性活躍の推進や男性の育児家事促進、外国人雇用など多様な働き方ができる職場づくりに取り組む企業を認証します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児家事促進 ・女性が活躍できる職場づくり ・障がい者の雇用促進 ・高齢者の活躍促進 ・外国人の雇用促進 <p>など、多様な働き方ができる職場づくりに取り組む企業をダイバーワークスタイル企業として認証します。また、特に多様な働き方ができる職場づくりをしている企業はダイバーワークスタイルゴールド企業として認証します。</p> <p>より良い人材の確保、職場の環境改善、企業のイメージアップのためにも認証を取得しましょう！</p>
申請	毎年度4月から12月末日
申請方法	就職・企業情報発信サイト「えふWORK」より必要申請書類をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、添付書類とともに電子申請又は提出してください。
問合せ先	産業雇用政策課 雇用促進係 TEL 024-515-7746



②就職・企業情報発信サイト えふWORK

詳細は[こちら](#)▶

名称	福島市就職・企業情報発信サイト えふWORK
内容	<p>福島市が運営する、就職・企業情報発信サイトです。</p> <p>多様な働き方ができる職場づくりに取り組む福島市認証企業の魅力を発信しています。</p> <p>求職者の就職や企業の人材確保・定着に役立つ情報をお届けしています。</p>
掲載内容	<p>■福島市企業認証事業</p> <p>認証企業と多様な働き方ができる職場づくりの取り組みを紹介しています。</p> <p>■学生・求職者の方</p> <p>市および関係機関が実施する就職に関するイベント情報や就職セミナー、就職支援の情報を発信しています。</p> <p>■企業の方</p> <p>市および関係機関が実施する企業が対象のセミナーの情報や助成金・補助金情報など人材確保・定着に役立つ情報を発信しています。</p> <p>ぜひ「福島市 えふWORK」で検索ください。</p>
問合せ先	産業雇用政策課 雇用促進係 TEL 024-515-7746

7 課題を解決・相談、情報を収集したい



①福島市産業支援コーディネーター

詳細は[こちら](#)▶

実施内容	豊富な知識と経験をもつ産業支援コーディネーターが、福島市を中心とする県北企業の訪問等を行い、以下のサポートを行います。 ・経営に関するお悩み相談 ・企業、支援機関、大学とのマッチング（技術課題の解決、外注先の選定） ・補助金等、各種支援制度の紹介や申請サポート
受付	随時
問合せ先	コラッセふくしま2階 クリエイティブビジネスサロン内 TEL 024-573-2526(平日9時から17時) ※企業訪問等により不在にしている場合があります。



②デジタル人材バンク

詳細は[こちら](#)▶

実施内容	事業のデジタル化に課題を抱える市内の中小企業者や団体と、多彩なデジタルスキルをもつデジタル人材との橋渡し(マッチング)を行います。 【課題例】 ・ネット販売/Webサイトリニューアル ・チラシによるイベント等への集客 ・業務プロセスの見直し ・SNS等による情報発信 ・情報セキュリティ対策 ・社員のデジタルスキル向上 【デジタル人材の支援分野例】 ・Webサイト制作 ・動画制作 ・デジタルマーケティング ・アプリ開発 ・デジタル人材育成
申請・相談	随時
問合せ先	デジタル推進課 デジタル推進係 TEL 024-572-3943



③企業支援ニュースレター

詳細は[こちら](#)▶

実施内容	毎月1日と15日の月2回、企業の皆様に役立つ以下の情報を掲載したメールマガジンを無料で配信しています。 ・福島市の支援事業 ・県や国など、関係機関の支援事業 ・セミナー等のイベント情報 ・その他、各種情報
配信登録	随時
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係 TEL 024-515-7746

8 新しい事業に取り組みたい



①新製品・新技術開発支援

詳細は[こちら](#)▶

事業の概要	付加価値の高いものづくりにより新たな産業や事業の創出を図るため、市内企業が行う新製品・新技術の開発事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。																	
対象者（事業主体）	市内に主たる事務所又は工場を有し、原則として次に掲げるすべてに該当する法人 ・市内において1年以上事業を営むもの ・事業による福島市税を納入しているもの ・製造業又は製造に関する業務を営むもの ※上記条件を満たす2社以上の市内企業による共同開発も、補助対象として認める。																	
対象事業	補助対象者が独自に新たに開発する製品及び技術であり、次に掲げるいずれかに該当する者 ・市場に同様の製品又は技術がない、あるいはほとんど普及していないもの ・市場にある同様の製品又は技術に比べて素材、手法、外形、機能等の点で優れているもの ・補助対象者が従来持っている製品又は技術を改良することにより、経営基盤の強化や事業規模の拡大を図ることができるもの																	
補助金の額・補助率等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>補助率</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般枠</td> <td>1/2</td> <td>上限50万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">特定集積産業枠</td> <td>① 医療福祉機器等</td> <td rowspan="3">3/5</td> <td rowspan="3">上限300万円</td> </tr> <tr> <td>② ロボット・航空</td> </tr> <tr> <td>③ 食品加工</td> <td>上限100万円</td> </tr> </tbody> </table>			区分		補助率	補助額	一般枠		1/2	上限50万円	特定集積産業枠	① 医療福祉機器等	3/5	上限300万円	② ロボット・航空	③ 食品加工	上限100万円
区分		補助率	補助額															
一般枠		1/2	上限50万円															
特定集積産業枠	① 医療福祉機器等	3/5	上限300万円															
	② ロボット・航空																	
	③ 食品加工			上限100万円														
対象経費	市場調査費、デザイン開発費、原材料及び副資材費、機械装置及び工具器具費、外注加工費、技術指導費、産業財産権取得費、販路開拓費、共同・委託研究費 ※人件費、振込手数料等の間接経費、文房具などの事務用品等の消耗品代等は対象外																	
対象事業期間	交付決定日～令和9年3月31日まで																	
申請	採択状況に応じて一次～三次募集を行います。詳しくは市ホームページをご確認ください。 ※申請にあたっては、必ず事前に電話予約をお願いします。 ※外部委員で構成する審査委員会での審査をもって採否を決定します。																	
必要書類	申請 ①交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④開発スケジュール ⑤新製品・新技術の開発等に関する説明書又は図面 ⑥会社概要又は会社パンフレット ⑦定款 ⑧法人登記に関する履歴事項全部証明書 ⑨福島市税に関する納税証明書（法人住民税の記載があるもの） ⑩直近2期分の決算関係書類 ⑪その他（委任状、共同・委託研究にかかる契約書（案）の写し及び研究者名簿 等） 実績報告 ①実績報告書 ②収支決算書 ③成果報告書 ④領収書の写し等 ⑤完成品の写真又は図面 ⑥開発スケジュール（実績） ⑦その他																	
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係 TEL 024-515-7746																	

②ふくしまチャレンジ・フィールド

詳細は[こちら](#)▶



事業の概要	企業の新製品・新技術開発を支援するため、本市をテストフィールドとした、市民や市職員によるモニタリング、テスト会場の提供など、企業の希望に沿った調査を実施する。
対象者（事業主体）	新製品や新技術の開発・改良を企画している企業
対象事業	以下のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・申込事業者が自ら製造しているもの又は申込事業者のみが販売するオリジナル商品であって、他の事業者に製造委託しているもの ・発売に向けて開発中であるもの又は発売済みであるが改良を検討しているもの ※食品や飲食品の場合、食品衛生法の許可を受けている施設で製造している食品及び飲食品（アルコール飲料を除く）であるもの
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員・市民によるモニタリング調査 （新商品の試食モニタリング、パッケージデザインに関するアンケート調査など） ・テスト会場の提供 （市役所、ふくしまスカイパーク等の公共施設等の提供など） ・商品とユーザーのマッチング
申請	随時 ※市ホームページ、お電話等でご相談・お申込みください。
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係 TEL 024-515-7746



③先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例措置

詳細は[こちら](#)

事業の概要	<p>中小企業等経営強化法に基づき、中小企業者の前向きな投資や賃上げを後押しするため、中小企業者が策定した「先端設備等導入計画」を認定する。</p> <p>中小企業者が認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づく対象設備を取得した場合、3年間（最大5年間）固定資産税の特例措置により税制面から支援する。</p>																													
対象者（事業主体）	<p>中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>資本金の額又は出資の総額</th> <th>常時使用する従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業・建設業、運輸業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）</td> <td>3億円以下</td> <td>900人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業又は情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5千万円以下</td> <td>200人以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外のすべての業種</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記対象者と固定資産税の特例対象は異なりますのでご注意ください。</p>			業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	製造業・建設業、運輸業	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下	上記以外のすべての業種	3億円以下	300人以下
業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数																												
製造業・建設業、運輸業	3億円以下	300人以下																												
卸売業	1億円以下	100人以下																												
小売業	5千万円以下	50人以下																												
サービス業	5千万円以下	100人以下																												
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下																												
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																												
旅館業	5千万円以下	200人以下																												
上記以外のすべての業種	3億円以下	300人以下																												
対象設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備の種類</th> <th>最低取得価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>160万円以上</td> </tr> <tr> <td>測定工具及び検査工具</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>建物付属設備</td> <td>60万円以上</td> </tr> </tbody> </table>			設備の種類	最低取得価格	機械装置	160万円以上	測定工具及び検査工具	30万円以上	器具備品	30万円以上	建物付属設備	60万円以上																	
設備の種類	最低取得価格																													
機械装置	160万円以上																													
測定工具及び検査工具	30万円以上																													
器具備品	30万円以上																													
建物付属設備	60万円以上																													
特例措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 5%以上の賃上げが表明された場合 → 3年間、課税標準を1/2に軽減 ・ 3%以上の賃上げが表明された場合 → 5年間、課税標準を1/4に軽減 																													
対象事業期間	令和9年3月31日までに取得する設備																													
申請	<p>随時</p> <p>※認定経営革新等支援機関の事前確認を受けてから申請してください。</p> <p>※設備は先端設備等導入計画の認定後に取得することが【必須】です。</p>																													
申請書類	<p>①先端設備等導入計画に係る認定申請書・先端設備等導入計画</p> <p>②先端設備等導入計画に関する確認書</p> <p>③先端設備等に係る投資計画に関する確認書</p> <p>④市税の完納証明書</p> <p>⑤暴力団排除に関する誓約書</p> <p>⑥従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面</p>																													
問合せ先	企業振興課 企業支援係 TEL 024-525-3721																													

9 事業の基盤を強化したい



①事業継続力支援

詳細は[こちら](#)▶

事業の概要	市内の中小企業者等が、新型コロナウイルス感染症をはじめ、災害、事故その他の突発的な事由が生じた場合に、事業の継続又は早期復旧を可能とするために行うBCP（事業継続計画）又は事業継続力強化計画の策定又は改定に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。
対象者（事業主体）	以下のすべてに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基本法に規定する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項各号に掲げる団体 ・市内に本社又は主たる事業所を有すること ・原則として事業による市税を納入している者
補助金の額・補助率等	対象経費の1/2以内、限度額10万円
対象経費	報償費、旅費、印刷製本費、委託料、使用料及び賃借料、負担金 など
対象事業期間	年度内
申請	随時 ※事業着手前の申請必須
必要書類	申請 ①交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④納税証明書（市税の納税状況がわかるもの） ⑤会社概要 ⑥その他必要な資料 実績報告 ①実績報告書 ②収支決算書 ③補助対象経費に係る領収書の写し等 ④策定等したBCP等の事業成果品 ⑤業務委託の契約書等の写し （コンサルティング会社等に委託した場合） ⑥研修会のチラシ等受講内容の分かるものの写し （BCP等策定等の研修会等に参加した場合） ⑦その他必要な資料
問合せ先	産業雇用政策課 産業政策係 TEL 024-515-7746

10 事業所を設置、施設を整備したい



①福島市への立地に関する助成

詳細は[こちら](#)▶

事業の概要	工業の振興と雇用機会の拡大を図るため、企業立地促進条例の定めにより、本市に立地する企業に対して助成金を交付する。
対象者（事業主体）	以下のいずれかに該当する法人 <ul style="list-style-type: none"> ・製造業を営む法人 ・物流業等を営む法人 ・情報技術・研究開発型企业(※1) ・特定集積産業を営む法人(※2)
助成金の額・交付要件	P17～18参照
問合せ先	企業振興課 企業誘致係 TEL 024-525-3723

※1 情報技術・研究開発型企业とは、情報通信業や学術研究・サービス業、再生可能エネルギー関連の技術に関する研究開発を行う企業など、情報化、技術革新によって産業高度化に寄与する法人。

※2 特定集積産業を営む法人とは、医療・健康、ロボット・航空、農産物加工に関連する企業。

種類	区分	助成対象 経費	交付要件	助成額
用地取得 助成金	新設 増設 移設	用地取得費	<p><用地が工業団地の場合></p> <p>1 取得面積に応じて、以下の新規地元常用雇用者及び本市転入常用雇用者の雇用があること。</p> <p>(1)取得面積が 5,000 m²未満の場合 1人以上</p> <p>(2)取得面積が 5,000 m²以上 15,000 m²未満の場合 2人以上</p> <p>(3)取得面積が 15,000 m²以上の場合 3人以上</p> <p>2 投下固定資産総額が1億5,000万円(中小企業者にあつては、3,000万円)以上であること</p> <p>3 用地取得後3年以内に操業開始すること</p> <p>4 当初計画した事業を10年以上継続すること</p>	<p>用地取得費の100分の40以内の額 (特定集積産業(※2)は100分の60以内の額)</p>
			<p><用地が工業団地以外の場合></p> <p>1 取得面積に応じて、以下の新規地元常用雇用者及び本市転入常用雇用者の雇用があること</p> <p>(1)取得面積が 5,000 m²未満の場合 1人以上</p> <p>(2)取得面積が 5,000 m²以上 15,000 m²未満の場合 2人以上</p> <p>(3)取得面積が 15,000 m²以上の場合 3人以上</p> <p>2 準工業地域、工業地域、工業専用地域、又は、都市計画決定していない地域に立地すること (ただし、特定流通業務施設(※3)、研究開発機能又は本社・支社機能(※4)を設置するものはこの限りではない。)</p> <p>3 用地取得後3年以内に操業開始すること</p> <p>4 当初計画した事業を10年以上継続すること</p>	<p>用地取得費(契約額か実勢価格のいずれか低い額)の100分の30以内の額 (特定集積産業(※2)は100分の40以内の額)</p> <p>※限度額7千万円(特定集積産業(※2)は1億円)</p>

※3 本市が指定した区域・路線周辺において、「物資の流通の効率化に関する法律」に基づく国土交通省の計画認定を受けて「特定流通業務施設」を整備して行う企業。

※4 本社・支社機能とは、総務、調査、企画、その他の管理業務部門等の本社機能又はそれに準ずる支社機能。

※小売店舗および営業所等を除く。

種類	区分	助成対象 経費	交付要件	助成額
操業奨励助成金	新設 増設 移設	左記区分に伴う固定資産税相当額 用地取得を伴うもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用地取得助成金の奨励措置の決定を受けた企業 ・ 申請する事業所が過去に操業奨励助成金の助成を受けていないこと 	固定資産税相当額 （1年あたりの上限額は2,000万円+2,000万円を超過した額の2分の1の額。法令等により、固定資産税が減額された場合は、減額後の固定資産税に相当する額） 対象期間は3年間 （特定集積産業(※2)は5年間）
	新設	左記区分に伴う固定資産税相当額 用地取得を伴わないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年4月1日以降に事業所を新設した企業 ・ 申請する事業所が過去に操業奨励助成金の助成を受けていないこと ・ 助成対象設備に対する投下固定資産総額が1億5千万円以上（中小企業は3千万円以上）であること 	固定資産税相当額の2分の1 （1年あたりの上限額は2,000万円+2,000万円を超過した額の2分の1の額。法令等により、固定資産税が減額された場合は、減額後の固定資産税に相当する額） 対象期間は3年間
	増設 移設 設備投資	左記区分に伴う固定資産税相当額 用地取得を伴わないもの	1 次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 既に用地取得助成金の助成を受けている事業所の操業開始日から10年以内に、増設もしくは移設又は設備投資を完了し操業を開始すること ・ 既に操業奨励助成金のみの助成を受けている企業が本市に初めて設置した事業所の操業開始日から10年以内に、増設もしくは移設又は設備投資を完了し操業を開始すること ・ 過去に用地取得助成金および操業奨励助成金のいずれも受けたことがない企業が本市に初めて設置した事業所の操業開始日から10年以内に、増設もしくは移設又は設備投資を完了し操業を開始すること 2 助成対象設備に対する投下固定資産総額が1億5千万円以上（中小企業は3千万円以上）であること	固定資産税相当額の2分の1 （1年あたりの上限額は2,000万円+2,000万円を超過した額の2分の1の額。法令等により、固定資産税が減額された場合は、減額後の固定資産税に相当する額） 対象期間は3年間
雇用奨励助成金	新設 増設 移設	左記区分に伴う雇用拡大に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用地取得助成金の奨励措置の決定を受けた企業 ・ 新規地元常用雇用者を操業開始日から1年以上継続して雇用すること 	新規地元常用雇用者1人につき、1年間雇用するごとに20万円を3年間 （特定集積産業(※2)は5年間）
転入支援助成金	新設 増設 移設	左記区分に伴う常用雇用の転入に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用地取得助成金の奨励措置の決定を受けた企業 ・ 本市転入常用雇用者を操業開始日から1年以上継続して雇用すること 	本市転入常用雇用者1人につき20万円（1回限り）



②まちなか立地集積支援(オーナー支援)

詳細は[こちら](#)▶

事業の概要	都市機能をまちなかに誘導し、まち全体の活性化につなげるため、市が指定する「都市機能を有する施設」のまちなかでの整備（新築・増築、建替え、修繕）へ補助する。
対象者（事業主体）	施設を整備する事業者であって、以下のすべてに該当する者 ・法人、個人事業主又は団体であって、施設を所有する、又はマスターリース事業を営む者 ・市町村税等を滞納していない者 ・法令に基づく許認可等を必要とする事業を営もうとする者にあっては、当該許可認可等に係る登録、届出等を行っていること ・事業主体とその関係者等が次のいずれにも該当しないこと ア 暴力団員等 イ 性風俗関連特殊業者等 ウ 国、公共法人、政治団体又は宗教上の組織若しくは団体 エ その他相応しくないと判断される者
対象事業	次ページの対象エリアにおいて以下の都市機能を有する、まちなかの賑わいに寄与する建築物の整備 A ホテル等宿泊機能（客室 100 室以上確保など） B 教育関連機能（大学、短大、専門学校、高校など） C 商業機能（飲食、スーパー、アパレル、雑貨、エンタメサービス、アミューズメントなど） D オフィス機能（情報通信、広告、専門サービス、金融など） E 医療関連機能（病院、診療所など） F 文化芸術関連機能（音楽ホール、図書館機能、イベントスペースなど）
補助金の額・補助率等	次ページ参照 ※基本的に、同一補助対象に対して他の補助金の重複利用はできませんが、内外装工事等支援(P4)や街なか出店家賃補助(P5)など入居するテナント事業者への補助は可能です。
申請	随時 ※事前協議を必要とします。
必要書類	事前協議 ①事前協議書 ②事業概要の説明書又は事業計画書 ③立面図、平面図 ④収支予算書案 ⑤工程予定表 ⑥その他 申請 ①交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④市税納税証明書の写し ⑤事業を行おうとする土地の登記事項証明及び公図 ⑥契約関係書類(土地売買契約書、建物売買契約書、解体契約書、建築工事請負契約書等の写し) ⑦工事関係書類(建築工事設計図書、工事工程表、施工計画書、施工体系図等の写し) ⑧確認申請書、確認済証の写し ⑨その他 実績報告 ①実績報告書 ②完成通知書、引渡書の写し ③工事完成図、工事管理台帳の写し ④竣工写真 ⑤内訳書 ⑥完了検査申請書、完了検査済証の写し ⑦その他
問合せ先	市街地整備課 再開発係 TEL 024-525-3763

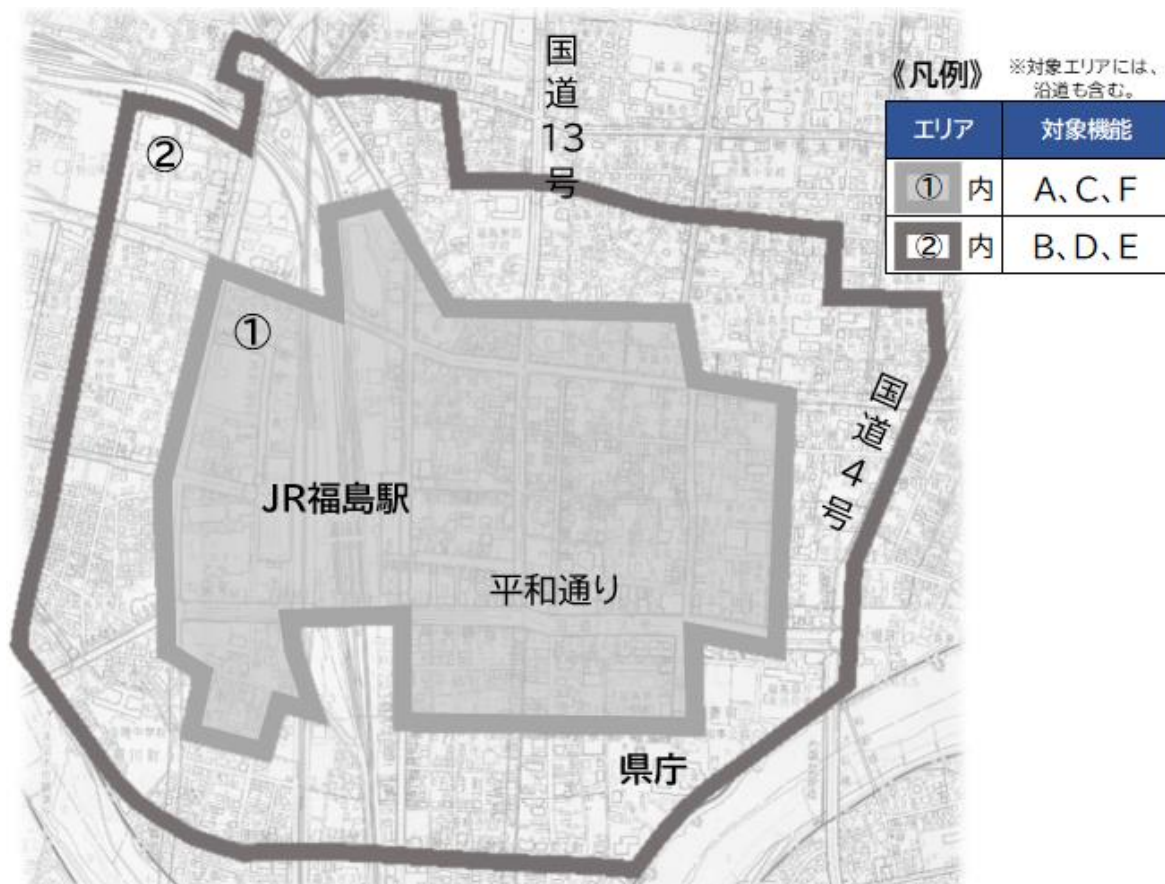
【補助率等】

項目	対象経費と補助率		補助上限額	事業内容の条件
	建築費 または 修繕費(※)	取得費 または 解体費		
①更地に新築する場合	10%	-	1億円	・投資額合計1億円以上 ・床面積500㎡以上(共用部分含む)の都市機能
②従前建物に増築する場合	10%	5%	1億円	
③建て替えする場合	10%	10%	建築費用：1億円、 解体費用：5千万円	
④建物を修繕、模様替 えする場合	10%	5%	1億円	・投資額合計1千万円以上 ・床面積500㎡以上(共用部分含む)の都市機能 ・マスターリースの場合、 賃料を除く修繕が対象
⑤マスターリース事業 者の修繕等	10%	-	1億円	

※工事費、設計費、経費を含む

【特例措置】

- (1)バンケット割増(宿泊施設にバンケットを併設する場合)
→バンケット整備部分の補助率を5%加算(バンケット整備部分については上限なし)
- (2)教育関連機能が過半となって入居する場合
→教育関連機能整備部分を5%加算(全体の上限：1.5億円)



11 本社を移転、支社オフィス・新規オフィスを開設したい



①本社移転、支社オフィス開設に関する助成、異動した従業員への支援

詳細は[こちら](#)▶

事業の概要	首都圏等からのオフィス移転や移住・定住を促進するため、「ゆとり満喫福島オフィス」開設支援補助金交付要綱及び募集要領の定めにより、本市に本社移転・支社オフィスを開設する企業に対して助成金を交付する。また、オフィス開設に伴い異動した従業員への支援をする。
対象者（事業主体）	県外に本社を有し、市内に新たに本社・支社等のオフィス（小売店舗及び営業所を除く）を移転・開設する企業（県内移転は対象外）。
助成金の額等	下記を参照
助成金交付の条件等	下記を参照
問合せ先	企業振興課 企業誘致係 TEL 024-525-3723

(1) 交付要件

- ・創業から3年以上の企業
- ・原則3年以上の操業を誓約できること
- ・オフィスでの勤務者となる「転入者」・「二地域居住者」が2人以上いること
- ・移転元における地方税の滞納がないこと

※対象外業種：貸金業、商品先物取引業、訪問販売・電話勧誘販売、風俗営業、その他市が不適当と認めるもの。

(2) 本社移転、支社開設支援補助金

種類	助成対象経費	助成額
改修費支援金	<ul style="list-style-type: none"> ・本体工事に要する経費 ・設計に要する経費 	補助対象経費の3/4 (上限500万円)
設備購入費支援金	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器（パソコン、プリンター、周辺機器等） ・テレビ会議システム ・プロジェクター ほか 	
オフィス賃料支援金	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスの賃料（最大12か月相当分） ※福島市が設置するシェアオフィス等の賃料は対象外	

※補助対象外経費

- ・建物取得等に係る経費（建物取得費、用地費（補償費含む）、家財処分費）
- ・施設自体の本体工事ではない経費（土地造成費、外構工事費）
- ・支払時に要する振込手数料
- ・敷金、礼金、保証金その他これに類する経費相当額及び光熱水費
- ・補助対象事業のみに使用したことが明確でない経費
- ・その他、必要性が説明できない経費

(3)ゆとり満喫エールパスポート

種類	助成内容	助成額等	対象者
転入支援助成金	本市転入者に対する支援金 (企業へ交付)	1人あたり20万円	補助対象企業
家族の引越支援金	本市転入者が他の同一世帯員を伴って移住する場合の支援金 (企業へ交付)	補助対象経費の1/2 1世帯あたり上限15万円	
くだもの満喫支援	くだもの木オーナー制度 (飯坂温泉観光協会)	無料提供 (1社あたり上限5万円)	
農業満喫支援	わいわい市民農園使用料	1年間無料	本市転入者 (住民票異動者)
温泉満喫支援	「湯めぐりパスポート」 (鯖湖湯、波来湯、あったか湯、中之湯)	入浴料1年間無料 (同一世帯員を含む/最長3年)	本市転入者及び 本市転入家族
	「入浴回数券」 (飯坂温泉公衆浴場共通、波来湯、あったか湯、中之湯)	回数券10枚もしくは12枚綴り 各1セット贈呈	二地域居住者

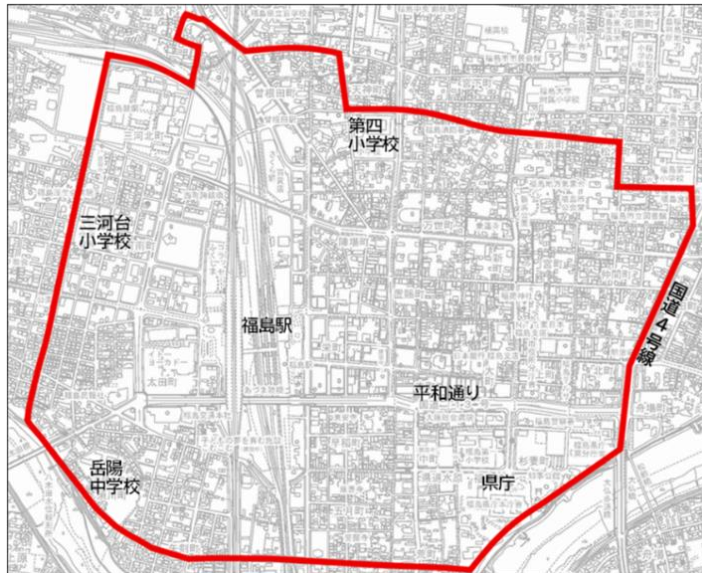
②新規オフィス開設支援補助金

詳細は[こちら](#)▶



事業の概要	福島市内の対象エリアにオフィスを新規開設する法人(新規法人設立準備中の個人を含む)に対し、開設に伴う初期費用及び家賃の一部を補助する。
対象者(事業主体)	対象エリア内で新規オフィスを開設する、以下の①～③すべてに該当する者。 ①市内にオフィスを新規開設する法人または法人設立予定の個人 ②次のいずれかに該当する者 ア 当該オフィスで実施する事業について、銀行、公的金融機関、ベンチャーキャピタル等からの資金支援(融資または出資)を受けている者 イ 1年以上クリエイティブビジネスサロンの年会員に登録している者またはクリエイティブビジネスサロン内のシェアオフィス、産業交流プラザレンタルオフィス、福島駅西口インキュベートルームを利用している者 ③事業開始日時点で、1人以上の役員または従業員を常駐させる者
対象事業	補助対象とする業種は日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)に定める次の産業。 ア 情報通信業(大分類G) イ 学術研究、専門・技術サービス業(大分類L)
補助対象区分・補助対象経費・補助率等	別表参照
問合せ先	産業雇用政策課 創業推進係 TEL 024-525-7658

補助対象エリア➔



別表

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	備考
初期費用支援	①物件契約初期費用(礼金、仲介手数料、保証料)	1/2	家賃3カ月分相当額(上限45万円)	①を優先し、限度額に余剰がある場合に限り、②を対象とする。
	②ネットワーク構築費、什器購入費			
家賃支援	オフィスの賃借料	1/2	家賃12カ月分(上限年額180万円、月額15万円)	



①一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター

詳細は[こちら](#)▶

事業の概要	<p>福島市内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主に対し、総合的な勤労者福祉事業を行うことにより、中小企業の振興、地域社会の活性化を図ることを目的とした団体です。サービスセンター（愛称「えふ・サポート」）は、会費と福島市からの支援により運営しており、会費は様々な事業を通して会員の皆様へ有効に還元されます。</p> <p>えふ・サポートにご加入いただくと、こんなメリットがあります。</p> <p>事業主様には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業のイメージアップにつながり、従業員の確保・定着に寄与し、企業の発展につながります。 <p>従業員の方には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚、出生、二十歳などのライフステージに応じた祝金等 ・人間ドック等受診料助成 ・インフルエンザ予防接種料助成 ・国家資格試験等受験料助成 ・チケットあつ旋や有名テーマパーク、宿泊等の施設利用助成を受けることができるなど、生活の安定・向上が図られます。 <p>※上記のほか様々なイベント、事業を実施しております。 詳しくはホームページをご覧ください。</p>
所在地	コラッセふくしま3階（福島市三河南町1-20）
加入できる方	<p>福島市内の中小企業（従業員300名以下、資本金3億円以下）等の事業所・病院・商店に勤務する方及び事業主の方。（パートタイマー、契約社員、臨時職員等を含む）</p> <p>なお、入会は事業所単位となります。福利厚生を目的としておりますので、できるだけ従業員様全員の加入をお願いいたします。</p> <p>年齢は15歳以上70歳以下。（継続加入の場合は、年齢の上限はございません。）</p>
会費	<p>入会金：1,000円/1人 会費月額：600円/1人</p> <p>※入会金・会費は、事業の趣旨からできるだけ事業主様が負担してください。事業主様が負担した場合は、税法上、損金又は必要経費として処理できます。</p>
加入手続き	<p>①電話又はメールにて、えふ・サポートに資料の請求</p> <p>②加入推進員が説明に伺います 「どんなサービスが受けられるの?」「会費は?」など、お気軽にお問い合わせください。（電話やメールでの問合せも可能です。）</p> <p>③入会の手続き 加入申込書などの必要書類に記入・押印の上お申し込みください。 毎月25日(必着)までの申し込みは、翌月1日から会員資格が発生します。 ※25日が休業日の場合は前営業日までの必着となります。</p>
問合せ先	<p>(一財) 福島市中小企業福祉サービスセンター（えふ・サポート） TEL 024-528-2288</p>



①コラッセふくしまの概要

詳細は[こちら](#)▶

中小企業者を総合的に支援する産業振興の拠点施設として、また観光物産情報や市民サービスの提供を行う施設として、多くの皆さまに利用されています。

クリエイティブビジネスサロン（2階）に加え、企画展示室（3階）を会場としたビジネスマッチング、レンタルオフィス（7階）を活用した創業支援など、これまで多くの企業が利用し起業への足掛かりとしています。

所在地 福島市三河南町1番20号

構造 鉄骨造地上13階地下1階

○情報・交流

中小企業の経営を支援する窓口を設置しており、経営に役立つ情報の提供や相談を行います。

また、企画展示室・多目的ホールを中心に、各企業のスキルアップを目的とした講演会などの開催をはじめ、多様で多彩な異業種交流の機会を作り、新しいビジネスの創出を支援します。

○コラッセふくしまの入居団体

公益財団法人福島県産業振興センター、福島県中小企業団体中央会、福島商工会議所、福島県信用保証協会、公益社団法人福島法人会、一般社団法人福島県商工会館

こんな時、利用できます。

◆企業の展示会・即売会

企画展示室(3F)

◆貸事務所

レンタルオフィス(7F)

◆コワーキングスペース・オフィス

福島市クリエイティブビジネスサロン(2F)

◆インキュベート施設

福島駅西口インキュベートルーム(6F)

◆講演会・セミナーの開催

多目的ホール・会議室(3F・4F・5F)

